

官報

号外 昭和二十三年十一月十三日

第三回衆議院會議錄第十号

昭和二十三年十一月十二日(金曜日)

議事日程 第九号

午後一時開議

一 國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑(前会の続)

第一 内閣総理大臣の施政方針の演説に関する決議案(細川隆元君外六名提出)

(委員会審査省略要求事件)

●本日の会議に付した事件

一 國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

午後四時二十六分開議

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

昨日の中曾根康弘君の質疑に対し答弁のため、内閣総理大臣より発言を求められております。これを許します。吉田内閣総理大臣。

○國務大臣吉田茂君登壇

○國務大臣(吉田茂君) 中曾根君の御質問に對して答弁をいたします。

政令二百一十号は憲法上有効性ありやいなやという御質問のようであります。この政令は、マツカーサー元帥の書簡に基いて、ボツダム政令によつて制定公布せられたものでありまして、今日においても無論有効なものであります。

第二の点は、破壊主義者に対してどうするかという御質問のようであります。が、むしろ、一國の秩序を乱すところととき者に対しては、法の定むるところによつて処断いたす考えであります。

第三の点は、施政方針の演説はいつするかということですが、これはしばらく申し述べました通り、適当な機会においていたすつもりであります。(拍手)

一 國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑 (前回の続)

○議長(松岡駒吉君) 國家公務員法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する質疑を繼續いたします。野本品吉君。

○野本品吉君登壇

○野本品吉君 私は、國民協同黨を代表いたしましたして、ただいま議題になつておりますところの公務員法の一部を改正する法律案に關しまして、總理大臣及び淺井委員長に對し若干の質問をいたしたいと思つております。政府は、當然な事柄ならばならぬ施政方針の演説さえも、この法案の審議を急ぎますために、おやりにならないようにお急ぎになつておるのでありますから、質問に對しましても明快率直に内容のある御答弁をくださいますして、審議の進行を政府みずから停滯せしむることのないように、あらかじめお願いをしておきます。

第一点は、人事院の運営に關しまし、ての所見をただしたいのであります。日本の官僚制度が、學問に支配され、

情実には結ばれ、權勢と結託いたしましたして、國民に臨むに權威をもつてし、しかも不親切であり、非能率であるといふことにつきましては、幾多論議されて來たところでありまして、公務員法が、かかる官僚制度を根本的に改善することによつて日本における民主的諸制度を成功させようとする意圖に出でたものであるといたしまして、われわれは現行公務員法の成立に賛意を表して参つたものであります。しかるに、実施後いまだ幾ばくもならずして、その全部に近い改正を企圖する本案が提出されるようになり、ましたのは、諸般の情勢がしからしめたものと一應は了解することができるのでありますけれども、本改正案における顯著な問題の一つは、人事院の権限が著しく強化され、独立性が強められた点であります。すなわち、他の行政機關に對しまして独立性を持つとともに、財政的にもある程度の獨立をなし、あるいは人事院が処置する権限を與えられております。行政部門における人事院の決定及び処分は人事院によつてのみ審査され、あるいは相當重大な事案に關しまして、自由に規則を制定し、指令を発する等々であります。これは不偏不党、嚴正公平な人事行政執行のためといわれておるのでありますけれども、

ここで私どもがあらじめ注意せねばならぬと思ひます事柄は、万一その人を適当点において、あるいは運営において一歩を誤りますならば、法によつて保障されておるところの、きわめて強大なる新しい官僚陣、いわば第四官僚ともいふべきものが出現しないとも限らないと思ふのであります。この点につきまして、吉田總理及び淺井委員長の見解を伺いたしたのであります。

質問の第二点は、公務員を労働三法及び船員法の適用から除外し、團結権、団体交渉権、争議権等を持たせなかつたことと、公務員の利益保護の問題であります。公務員が國民全体の奉仕者であり、従つて、怠業、罷業等によつて行政機能を麻痺せしめ、國民に大いなる迷惑をかけるというふうなことにつきましては十分考慮せられねばならぬこととありますけれども、問題は、何ゆゑに公務員が争議行動をもあえてせねばならなかつたかというところに根本があると思ふのであります。すなわちそれは、公務員に對する給與あるいは利益保護が不十分であつた必然の結果といたしまして、彼らは生きるために必要な要求を、心ならずも争議手段によつて貫徹しようとしたのであります。

マツカーサーの書簡は、政府職員に對する特別の制限は、政府に對し常に政府職員の福祉並びに利益のために十分な保護の手段を講じなければならぬ義務を負わしめてゐることを明らかにしておるのであります。これは、あえてマツカーサーをまつまでもなく、政府當然

の責任として考へべき問題だつたのであります。制限と保護の義務が表裏一体であるべきであるといふことは、必然的に本法案と公務員給與の問題とが一体として審議されるべきことを意味するのであります。これは、さきに労働関係調整法の審議にあたりまして、労働基準法の同時提案が強く要求されましたと、まづたくその機を一にするのであります。わが國民協同党が、他党に先んじまして、公務員法の改正、給與基準の改訂、なお災害対策等の決定を、一連の緊急課題として主張して参りますゆゑんのものは、実はこの点にあるのであります。人事委員会はこの間の事情をお考へになつてのことでありましょうか、六千三百七十四を適當なりとして発表されたのであります。政府は、給與基準についてどのようにお考へになつておるのでありますか、またその予算的措置をいつなされようとしておるのでありますか、責任ある答弁を要求いたす次第であります。

なお昨日、大蔵大臣は、これらの問題に關しまして、目下研究中であるとか、あるいは調査中であるとか言われておるのであります。かような一時の答弁は、政府みずからが本法案の審議を遅延させるものであります。公務員法の審議をなるべく早く進行せしめたいと念願しております。われわれといひましては、突に遺憾の点であります。(拍手)

質問の第三点は、公務員の政治的行爲禁止の問題であります。法律案第二百二條によりますと、公務員は、選挙權の行使以外、人事院規則に定める政治的行爲をしてはならないと規定されておるのであります。これは考へ方によりましては、日本の民主化を阻止するための規定ではないかとさえ思われるのであります。公務員の政治的行爲について鋭く反對論をされましたところの人に、民自党の最高幹部の植原悦二郎氏があり、また現國務大臣の岩本信行氏があることを思い出すと、特にこの感を深くせざるを得ないのであります。

そこで、まず第一に明らかにしておきたいと思ひますことは、人事院規則において禁止しようとするところの政治的行爲とは、いかなるものであるかという点であります。もしも、公務員は沈黙の一票を投ずるだけ許され、その抱懐する政治的意見を第三者に発表することができないというようなことにでもなりましたら、それこそ憲法が保障しておりますところの基本的人權を無視するものであり、わが國の前途を暗くするものであると断ぜざるを得ないのであります。けだし、わが國における公務員は、本年度の予算定員によつてこれを調査してみても、二百七十六万五千二十一人の多数に上つております。しかも、これらの人々には、その教養の度におきまして、知

性におきまして、一般國民の水準より高いところにありまして、それらの人たちは、大衆に對しましては、國民の一人として指導の立場と實力とをもつておるのであります。従つて、これら多數を政治の國外に締め出すのは、一つには公務員を政治的に圧殺することであり、二つには、わが國の民主化と文化の向上とを阻止するものといわざるを得ないのであります。

さらに考へべきことは、公務員の政治に對する深き關心は、國民とともに衣食住の最低生活を満たし得る政治の確立と文化の向上とを念願して、血の出るような欲求を持つておるということをお忘れはならないのであります。公務員法は、その第九十八條におきまして、法令及び上司の命令に従ふの義務を、しかしてその第一百條におきまして、職務に専念するの義務を課しております。それから、かかる義務に違反し、あるいは非違をあたへていたす者に対しては、具体的事実に基づいてこれを監督し、指導し、処断すれば足りるのであります。また政治的行爲の限界は、これを明確にすることがきわめて困難であり、取締りの徹底も十分にできないといふことは、過去における幾多の事実がこれを証明しております。

要するに、公務員を政治的に圧殺し去るがごときは、民主日本、文化日本の前途を暗くする以外の何ものでもないと考えらるものであります。(拍手)この点に關しまして所見をお伺いしたいと思ひのであります。

第四点といたしましては、教育職員に對し單獨に立法的措置を講ずる問題について所見をただしたいのであります。マツカーサー體問は、明らかに、公務員とは國家行政の手段そのものであると言われておりますが、教育は總体に國家行政の手段であつてはなりませんし、また、かくあらしめてはならぬのであります。この考へ方は、さきに公布され実施されておりますところの教育基本法を一貫して流れておりますところの思想であるのであります。

教育を政治の手段として考えましたところの軍國主義日本のたどつた道を反省いたしますならば、この点は、何人にもおのずから了解がつくものであると思ひのであります。

今や教育委員会法は、かかる観点から制定されました。その委員会は全國都道府縣に設置され、わが國教育は、その運営においてまづたく新しい出発点に立つておるのであります。ここで問題になつて参りますのは、教育委員会は、教員の免許狀の交付、任免その他一切の行政的権限を持つておるのであります。もし公務員法の適用を教員が受けることになりましたら、人事院と教育委員会との人事行政の關係はどうなるのであるか。また、教員がまづたく性質と任務を異にいたしますと

この國家行政手段としての一般公務員と同一の扱いを受けるという矛盾を生じて来るのではないでありませんか。この点はどうか。かかる観点から、われわれは、教員に對しましては、一般公務員のわくからこれをはずし、特別の地位と任務とに考えまして、單獨の立法的措置を講ずる必要があることを認めるのであります。この点に關しましては、當局においては何か腹案があるのかとよく承つておりますが、それは公務員法に從屬的なものであるのか、それとも並行しておる單獨のものであるか、これらの点につきまして所見と對策とをお伺いしたいと思ひのであります。

最後に私は、わが國労働運動の現段階に對しまする認識と抱負とにつきましてお伺いしたいと思ひのであります。新憲法は、國民の基本的權利といたしまして、労働者の權利を保障し、この上にいわゆる労働三法が成立施行せられたのであります。これによりまして、極度に抑えられておりましたところの、そして窮乏状態になつておりましたところの労働者は、蘇生し、復活し、彼らの經濟的、社会的地位の向上を目ざしまして活発なる活動を續けて参つたのであります。この間、あるいはときに公共の福祉に反するがごときものを見受けなくてもないものでありますけれども、ここで考へなければならぬことは、わが國

労働者の大多数は、かかる行動に對し
ましてきわめて批判的であり、慎重で
あつたこと、そしてその現われとい
たしまして、いわゆる民主化運動なる
ものが抬頭して参つておりますこと
を、われ／＼は見のがしてはならない
と思ひであります。

今やわが國労働界は、三箇年の意
体驗を經まして反省期にあり、そして
建設期に入り、成熟期に入ろうとして
いることを認めるのであります。かよ
うなときこそ、政治は信を彼らの腹中
に置きまして、勤勞者のくふり、創
意、努力を積極的に祖國の再建にさ
げしむるよう考慮が拂はるべきであ
ると思ひのであります。そしてこの中
には、実に二百七十万の公務員がある
のであります。私どもは、公務員法
の改正が彼らの納得の線に沿つて行わ
れるかどうかということ、公務員自
体の立場よりも、むしろ、公務員第一
條が期待しております職務の遂行にあ
たり全公務員が最大の能率を發揮する
ことができるようにという國家的な観
点から、これを重要視いたしておるの
であります。私は、この点に關しまし
て、當局の認識と今後の抱負とお伺
いたしたいと思ひのであります。

て牛を殺すの類に近い点のあることを
認めるのであります。従つて修正の
案を持つておることをこの際つけ加え
まして、私の質問を終る次第でありま
す。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) 野本君の御質
問に對してお答えをいたします。

私は平生、議會政治、政黨政治が発
達するに従つて、官吏が、あるいは國
家公務員が、その地位が安定しないと
か、あるいはまた色がつくというよう
なことのために、せつかくの官吏がい
ろいろ非難を受け、もしくは職務執行
の場合に躊躇するといふようなことは
ないか、いわゆる國家の公僕として、
その官吏としての仕事を遂行するにあ
たつて何らか支障が生じはしないか、
議會政治、政黨政治の發達のために、
かえつて國家公務員が、その職務を執
行する上において忠実ならざる場合が
ありはしないかといふことに対して、
実はひそかに憂えておりましたが、國
家公務員法は、この点については十分
の用意があるかに存せられるのであり
ます。すなわち、公務員の地位を確保
して、その中立性を確保して、國家の
公僕としての職務に忠実ならしめるだ
けの用意がこの法律によつて確立する
と考へて、私は、この法律が十分にそ
の効力を發して、今御質問のような角
をためて牛を殺すといふことがき極端
な場合にはならないとともに、法律の目
的とする、公務員が職務をその職務を

執行し得るようになしたいたものと考
えるものであります。

その他の点につきましては、主管大
臣からお答えいたします。(拍手)

〔政府委員淺井清君登壇〕

○政府委員(淺井清君) ただいまの御
質疑中私に關連いたしました事項に
ついてお答えを申し上げます。

第一点といたしましては、このたび
マツカーサー元帥書簡の中に進司法的
行政機關と申す言葉によつて表わされ
ました通りに、人事院の権限というも
のがきわめて強大になりました結果
といたしまして、この運営の任に當り
ます人事官の選をあまりに
ときには、きわめて憂うべき結果に相
なるがどうかといふ御質疑のうちに
拜聴いたしました。まことに御同感の
至りにたえないのでございますが、
この人事官の選任につきましては、こ
の法案第五條にその條件を列挙いたし
ましたるほかに、私は、この國權の最
高機關であり國民の代表であるところ
の國會の御承認がなければ人事官に選
任されないといふことが、何よりもつ
てよき人事官を得るゆゑであると確
信いたす次第でございます。

詳細に表わたる通りでございます。
その書簡に、同時にまたきわめて明瞭
に表れております通りに、官吏の
保護を同時にきわめて完全にいたさな
ければならぬ責任を政府が負うといふ
こともきわめて明確でございます。
まづたく御同感の至りでございます。

第三点といたしまして、労働關係法
規その他の適用を排除いたしましたこ
とにつきましての御質疑がございまし
たが、これはマツカーサー元帥の書簡
中に、勤勞を公務に捧げる者と私企業
中に盡す者におきまして、いわゆる勤
勞のあり方の相違から出てくるのでご
ざいますけれども、ただ、これらの
労働者を保護いたしますところの法
規をはずしつばなしにするといふ考へ
は毛頭持つておりませんので、これに
かわるべき措置を講ずることは、もち
ろんでございます。この法案の附則に
おきまして、当分の措置がでます
の間、労働關係調整法の規定を適用す
ることによりましておきますのは、その
趣旨と御了承をお願いいたし存じます。

第四点といたしまして、本法案第百
二條に公務員の政治的行爲を制限いた
しましたことにつきまして、だん／＼
と御議論がございましたが、まことに
ごもつもの点と存じております。し
かしながら、これはただいま總理大臣
からも申し述べましたように、政治と
行政とを切り離し、官吏の中立性を守
らせることが必要と考えたことに出ず
るものでございます。これをわが國の
過去に顧みましても、軍人及び官吏が
強力に政治面に進出したしたため
に、わが國のファシズム化を推進いた
しましたことは、われ／＼の記憶にも
明らかなる通りでございます。しかし
ながら、この官吏の政治的自由を
あまりに強く制限いたしますことが
が、また悪いことであるといふこと
も、これまた申すまでもないことでご
ざいます。そこで、この法案におきま
しては、法案自体及び人事院規則をも
つて、いかなる政治的行爲を禁止する
かを明確にいたそうとするものでござ
います。

なお第五点といたしまして、教育公
務員と一般公務員との關係について御
質疑がございましたが、國家公務員法
及び人事院は教育公務員法とは關係が
ないといふことを申し上げたいと存じ
ます。(拍手)

○野本吉吉君 自席から重ねてお伺い
いたします。淺井人事委員長にお伺い
いたしますが、政治的行爲……

〔登壇々々と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡勲吉君) 靜肅に願いま
す。

〔野本吉吉君登壇〕

○野本吉吉君 私のお伺ひいたしまし
たり、人事院規則によつて規定しよ
うとする政治的行爲はいかなる内容を
持つておるか、これを明確に御説明願
ひたいと思ひます。

〔赤松君の質疑〕
〔政府委員 濤井清君答へ〕

○政府委員(濤井清君) まことにござい
つとも御質疑と存する次第でござい
ます。この点に關しましては、國會が
さだめて御關心を持たれておると存じ
まして、できるだけすみやかに、その
人事院規則の要綱とも申すべきものを
委員會へ提出して、ごらんに入りたい
心構えであります。

○議長(松岡駒吉君) 赤松明勳君。

〔赤松明勳君登壇〕

○赤松明勳君 私は、社会革新党を代
表いたしまして、國家公務員法の一部
を改正する法律案の審議に關しまし
て、個々の問題は委員會に移すことに
しまして、根本的な大綱問題に關し
て、總理大臣以下閣僚各大臣の明快な
る御答弁を承りたいと思つたのであり
ます。私は、本法案の審議にあたり、根
本的態度として、本法案と同一の趣旨
であるところの政令第二百一十一号がす
でに芦田前内閣によつて制定せられ、こ
れが施行せられておる今日において、
この政令が功罪はたしていずれであつ
たかというのを、第一に論議しなけ
ればならないと思つたのであります。
(拍手)もしこの政令について、労働界に
與える影響、あるいはこれが國民生活
に及ぼす影響の諸点を勘案して、これ
がもし欠点がありとするならば、昨日
の歴史が誤りであると氣づいたなら
ば、昨日の歴史は勇敢に踏み碎いて、

今日の歴史を打ち立てるだけの勇氣を
もつて本法案の論議にあたらなければ
ならない。私は、この点に關しまし
て、すでに同僚各議員よりいろいろと
昨日以來質問があり、あるいは答弁が
あつたわけでございますから、重複す
る点は避けますが、この政令の功罪論
について明らかにしておいてもらいた
いという諸点を次に申し述べてみま
す。

芦田内閣によつて公布せられた、公
務員の團體交渉権及び争議権を否定し
た政令第二百一十一号は、労働者の存亡に
かかる重大なる意義を持つものであ
るといふなければならぬ。この政令
が憲法違反であるかどうかということ
は、いまだ解決点を見出さない論議過程
にありと言つてもよからう。政令第二
一十一号に關する政令第五百四十二号を
めぐつての論議について、鈴木前法務總
裁は、違憲にあらずと國民にその見解を
明らかにしたけれども、われわれは、
これをそのままに信賴することはでき
ない。芦田内閣時代に政府が發表した
通り、政令第五百四十二号が完全に確
定した法律として効力あるものと仮定
しても、マ書簡が、はたして同勅令の
言つておつたような要求であつたかど
うかという疑義については、次のごと
くに指摘してみれば、よくわかると思
うのであります。芦田内閣時代におけ
る鈴木法務總裁によつて、要求であ
るかいはなは、まだ完全にわかつてい

ない点であるということなんです。簡
簡の内容を十分検討すると……(質問
は吉田内閣にするんだよ)と呼ぶ者あ
り)吉田内閣に引継ぎなんだから、皆
さんにも責任なしとは言えない。この
問題に關して、八月二十八日の特別日
理會会におけるシーボルト議長と言
明にかんがみて、われわれは、これを要
求であつた、命令であつたといふこと
はなかつたと否定しなければならぬ。
かりに要求であつたにしても、政令公
布による應急措置をとれとまで要求の
内容になつていたかどうかということ
が問題なんです。

九月十日報道のワシントンUPによ
れば、米國關係官は、マツカーサー元
帥は占領目的に障害を與える職業に對
しては、極東委員會指令に基きこれを
禁止することはできる、技術的に見て
マツカーサー元帥は現実に職業禁止の
指令を出したわけではなく、ただ芦田
首相がマ書簡で勅告を行つたにすぎな
いと、明らかに書簡は勅告であると言
明しておる。八月三日の中央労働委員
會において、時の官房長官は命令と言
い、有田次長は要求だと言ひ、両者の
発言が食い違つており、はたして司令
部の意向が命令であるか、要求である
か、実にあいまいで、むしろその間の
事情から見ても、その措置が時の政府の
一方的解釈によるものであつたことが
十分にうかがわれるのであります。
(拍手)

しかも問題は、これだけにとどまら
ない。吉田内閣は、芦田前内閣に引継
ぎ國家公務員法の改正を企圖しておる
のであるが、政令による労働者の團結
権、團體交渉権、争議権の否定は、憲
法第二十八條の基本的人權の問題と、
まづこのから懸念する。また憲法第十
二條に、憲法が國民に保障する權利は
これを濫用してはならない、常に公共
の福祉のためにこれを利用する責任を
負ふものである、とある。また第十五
條には、公務員は國民全体の奉仕者で
あつて、これを選定し罷免することは
國民の固有の權利である、と書かれて
おるのであります。かかる観点から、
公務員の團體交渉権、公共福祉との關
係上制限を受けることは当然であるとい
うがごとき見解は、これは大きな誤
りであると言わなければならぬ。

そも、憲法第二十八條で保障す
る基本的人權は、法律をもつてして
も、これを禁止することは許されない
といふことが、學界においても通説
になつておるはずである。しかし、そ
の濫用を制し、秩序を維持するため
に、法律をもつてその監督規定を設け
ることは、憲法上もより許されるべき
であると思ふ。たとえば、デモのた
め交通妨害をしてはならないというよ
うな規定を設けることは、いささか
も、さしつかえないことであるが、か
かる規定をもつてしてデモを禁止する
といふことは許されないといふことと

ひとしい。さうして正常な組合運動で
あつても、公務員であるがために不利
益な取扱ひを受けることは不合理では
ないか、公務員の従事する業務であつ
ても、私企業で行われる業務であつて
も、國民に對する關係はまったく同じ
性質を持つておるものであつて、公共
の福祉の観点から、両者の取扱ひに差
をつけるということは、公平の精神に
反して安当でないと思はれる。さらに
憲法第七十三條にいわゆる事務とは、
官吏の職務上の事務の意であつて、か
かる根拠から政令を公布し得ないこと
は明らかであつたはずだ。しかし、す
でにこれは公布せられておる。

以上の点よりすれば、本法案は、な
おいまだ慎重なる検討の余地を残して
おるといふことは、おそらく吉田總理
大臣以下閣僚關係の皆さんも御承知で
あらうと思ふ。私はこの際、芦田内閣
の與黨三派であられた方々も、この政
令にもし欠点がありとの結論を得ると
するならば、同じく今日の吉田内閣以
上の責任を負わなければならぬものだ
であると思ふ。(拍手)もし、その責任
を感ずるとするならば、本法案の審議
にあたつて、あえて深くその態度を改
めらるべき必要があるかと思ふ。
また、本法案をかくのごとく上程せ
ざるを得なからしめた理由の一つとし
て、労働組合を直接権力闘争の具に供
し、過激きわまる煽動を策した一部政
党に對しても、斷じてこれは許さるべ

きではないと思はる。と同時に、本政令を公布したことが原因となり、國鉄各地区に見るがごとき労働界の混乱を來し、現に電通労働組に見るがごとき状況にあることは、その根底的な面において、この政令が、あるいは公務員法改正の問題が、その底流にあるというところを、見のがしては断じてならない。この政令が無用の刺戟を與え、多くの犠牲者を出した事態を忘れてはならないはずである。この論議的な結論をいたしまして、私は整理して、總理大臣以下の關係各位にお尋ねしたい。

まず、吉田總理大臣に対する質問の第一点として、現に施行されている政令第二百一十号の功罪について、いかにお考えになられておられるか。もし欠陥がありとするならば、本公務員法改正に對しての態度に、おのずからなる見解が生れて來ると思ふが、この点、所感いかん。

第二点。吉田總理大臣は、第一次吉田内閣の當時において、最大多数の最大幸福を守ろうとするのが政治理念であると、その理念を述べられてあつたのである。今も、おそろくおかわりではなからうと思ひますが、ここで本公務員法がかりに制定せられるとするならば、同じ公務員でありながら、特別職と称する少数の人員が、このいわゆる公務員法によつて制約されることゝ多数一般公務員を彈圧するおそれがある。最大多数の最大幸福を意味する

政治理念をもたれる方が、この少数独裁を意味する法案に賛成せられるといふことは、どうもおかしい。この点について、どう考えられるか。

第三点。わが國の現状よりして、政治のあり方は國際情勢とにらみ合せなければならぬ。その國際情勢の上で、わが日本に對する主権國であるところのアメリカにおいてトルーマン大統領が當選した結果、この大統領は、上院、下院に、しかも議員の数を多く持つて、タフト・ハートレー法を廢止すると宣明しておる今日において、この公務員法改正を策するということは、國際情勢、特にアメリカの情勢と相反するものであると思ふが、この点に對する所感いかん。

第四点。本法案の取扱ひ上に、あたかも政争の具に供せられるのではないかというやうな諸点がうかがわれることは、はなはだ遺憾としなければならぬ。たとへば、この重大なる法案に對して、十五日までに審議を完了してもらいたいという國會に對する申入れは、その根拠はたしていずれにあられたのかというのを承つておきたい。(拍手)

第五点。本法が十五日までに審議せられなかつたとする場合において、吉田總理大臣はいかなる立場をとられようとするのか、ということ承つておきたい。また、その内容について大幅の修正が行われる場合において、吉田

内閣はいかなる態度をとられようとするか、この点を承つておきたい。

第六点。マ書簡以外に、何らか重大なる命令、あるいは示唆、あるいは勸告、というやうなものが、吉田内閣になつて後にあつたかどうか。もし許されるならば、許される範囲において承つておきたい。

以上が、吉田總理大臣に對する、私の整理した質問の要點であります。増田労働大臣に對して承りたいのは、政府職員は政府の一部なりとお考えになつておるかどうか。大多数の政府職員は、およそ直接政治とは縁が遠いものであつて、仕事の内容は、ほとんど私企業とかわりがないと私は考へるが、この点について承りたい。

第二点。かくのごとく私的企業の従業員と同一立場にある政府職員が労働組合を結成することができないという理由を明確にしたい。

第三点。また大多数の政府職員は、一般会社に雇用された人たちより、雇用關係の性質は根本的に異なるものであるというふうに、同僚議員にお答えになつておつたが、これは、その論点からいつて、雇用主たる公共團體に團體交渉権がないといふのは、これは一体どうしたのか、この点を明らかにしておきたい。

第四点。もし團體交渉が許されないならば、個々の労働者は専制的な官僚主義の圧迫を受けなければならぬといふことになると思ふが、これに對する措置をどうせられようとしておるか。

第五点。政府は、むりやりに法案を通過させようとしておるが、民主主義下の政治は、國民の納得の行く政治でなければならぬ。官公勞二百數十万、それらの家族の運命を決する重要な法案であるから、公議会は断じて必要であると思ふが、労働大臣として、この点についてどう思われておるか。

大蔵大臣に一言承つておきたいのは、いかなる條件がマ書簡の発せられた原因になつたかを考へるときに、給與ベースの早急なる解決こそ重大であるといわなければならぬ。むしろ、この給與ベースが先に解決せられているとするならば、今日の労働界の不安は除去せられ、従つて公務員法はあつてもなくてもいいということになるといふことすらが考えられる。このときにおいて、大蔵大臣は常職として、給與ベースは一体どれだけあればよろしいとお考えになつておるか、あるいはまた、その給與ベースを決定するときにあたつての追加予算が必要になるのだが、その財源はいずれに求めようとしていられるか、この点を承つておきたい。(拍手)

法務總裁に一言承りたいのですが、憲法第二十八條、労働者の團結權、團體交渉權の保障並びに極東委員會の労働に關する十六原則中に、直接占領目的に反するときにおいてのみ取締られると書かれておる。この二つの、憲法並びに極東委員會十六原則に抵触するこの公務員法の、いわゆる問題の性質を、法務總裁として、前鈴木法務總裁と同じ見解のもとに立たれておるかどうか、この点を承つておきたいのであります。

以上が、私の吉田總理大臣以下關係閣僚皆さんにお伺ひする点でございますが、時間もこの通りであります。皆さんの答弁が懇切であり明快であるならば、私は再質問に立ちません。どうか、そのおつもりで明快なる御答弁を願つておきます。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇〕
○國務大臣(吉田茂) 赤松君にお答えをいたします。

本年七月のマツカーサー書簡に書いてありますことが、要求であつたか、命令であつたか、當時の事情は存じませんが、私は書簡の性質から見ても、これは日本政府に對する勧告と解するものであります。しかも、その勧告は相當道理のある勧告として、吉田内閣は、吉田内閣に引續いてこの法案をこの國會に提出して、御審議を願つておるわけでありませう。

また、十一月十六日とか十五日とかいふ期限を付したゆへんは、なるべく早く審議を了せられんことを切望するあまりに、希望として申し述べたのであります。

従つてまた、この法案が諸君の審議の結果として改正せられる場合はいかん。むろん諸君の御審議は自由であります。いかなる改正がありましても、その改正については、政府として同意の出来るものは、同意いたす考であります。

また、アメリカにおけるタフト・ハートレー法の運用いかんは、本問題の審議には全然関係のないことであります。本案は日本における労働状況その他から必要と考へて提案いたしたのであります。アメリカにおける法案の運命等については何ら顧慮しておらないのであります。

その他の点については主管大臣から申し上げます。(拍手)

〔國務大臣増田甲子七君登壇〕

○國務大臣(増田甲子七君) 赤松君の御質問にお答え申し上げます。

まず、公務員は政府の一部であるかどうか、この御質問にお答え申し上げます。もとより政府の定義は種々あるのですが、狭義の政府とは、内閣総理大臣並びに閣僚をもつて構成されるものでございまして、かかる意味の公務員が政府の一部を構成してないことは、きわめて明瞭でございす。ただししながら、非常な廣義の政府、すなわち全官公廳をひつくるめた全官公勞二百七十万、上は総理大臣から二百七十万全部を政府というよう

な常識上の定義が許されるならば、これはあくまでも法律上の定義ではありませんが、そういうような常識上の定義によつて一部を構成してゐることは、これまたきわめて明瞭でございす。

次に、労働組合の結成が可能なものか、この御質問にお答えいたします。御承知のごとく、これは第三の御質問の団体交渉が許されぬ理由いかん、この両方の御質問に對して一括してお答え申し上げます。すなわち、公務員の勤務の對象は國民全体である、公務員は國民全對の奉仕者であるという意味におきまして、労働組合の結成が可能なものか、この御質問にお答えいたします。御承知のごとく、これは第三の御質問の団体交渉が許されぬ理由いかん、この両方の御質問に對して一括してお答え申し上げます。

すなわち、公務員の勤務の對象は國民全体である、公務員は國民全對の奉仕者であるという意味におきまして、労働組合の結成が可能なものか、この御質問にお答えいたします。御承知のごとく、これは第三の御質問の団体交渉が許されぬ理由いかん、この両方の御質問に對して一括してお答え申し上げます。

すなわち、公務員の勤務の對象は國民全体である、公務員は國民全對の奉仕者であるという意味におきまして、労働組合の結成が可能なものか、この御質問にお答えいたします。御承知のごとく、これは第三の御質問の団体交渉が許されぬ理由いかん、この両方の御質問に對して一括してお答え申し上げます。すなわち、公務員の勤務の對象は國民全体である、公務員は國民全對の奉仕者であるという意味におきまして、労働組合の結成が可能なものか、この御質問にお答えいたします。御承知のごとく、これは第三の御質問の団体交渉が許されぬ理由いかん、この両方の御質問に對して一括してお答え申し上げます。

てお答え申し上げます。御承知のごとく、今回改正せんとする公務員法によりましますと、人事院というものが設けられておまして、人事官の構成その他はきわめて民主的にでき上つておまして、これらのものが公務員保護あるいは福祉の擁護に十分の努力をされることと期待しておる次第でございす。

次に、公聴会を開く必要があるかどうかという御質問にお答え申し上げます。御承知のごとく、この公務員法案は、芦田内閣のときに、去る九月の半ばごろ、すでにお互い國會議員のあの文書の中に入れた法案があるものでございまして、今日提案されたる公務員改正法案と、あの法案とは、ほとんど變つておりません。それで、天下にすてに発表されておまして、輿論の動向等も相當わかつておりますし、一般公務員等の意向も聞いております。各方面の識者等の御意見をも聞いておまして、その意見が参考されて、あの公務員法が提案された次第でございす。従つて、今のところ、われわれは、公聴会を開く必要なし、こういう見解に立つてゐることを御承知願ひます。

〔発言する者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 徳田君、靜貴に願ひます。

〔國務大臣増田甲子七君登壇〕

○國務大臣(増田甲子七君) 赤松議員の御質問にお答え申し上げます。御承知のごとく、今回改正せんとする公務員法によりましますと、人事院というものが設けられておまして、人事官の構成その他はきわめて民主的にでき上つておまして、これらのものが公務員保護あるいは福祉の擁護に十分の努力をされることと期待しておる次第でございす。

私に對します御質問は三点であつたように存じます。第一点は、新給與ベースはたして何ほどを妥當とするか。第二点は、しからばその新給與に關する予算はいつごろ國會に提出するか。第三点はその新給與予算の財源は、これを何に求めるか。以上の三点と承つたのであります。しかるに、以上の三点は、その間に緊密なる相關關係がございすので、私は一括して御答弁を申し上げます。御承知の通り、官公吏の給與の改訂の問題は、政府といたしまして、まことに刻下の急務と考へられますので、できるだけすみやかにこれに關連する予算案を提出する方針のもとに、鋭意諸般の準備を急ぎつつあるものであります。ただ新給與の問題は、財政上並びに經濟上に及ぼす影響のいかにも甚大なるに及んで、新給與ベースと國家財政並びに國家、國民經濟の現狀と相調和をとる必要を認めますので、より廣い視野に立ちまして十分検討を加へ、一日もすみやかにその結論を得たいと考へております。なほ、新給與予算の財源につきましても、新給與以外の財政支出ともならみ合せまして、総合的に均衡のとれましたものといたしたい所存でございす。

〔國務大臣増田甲子七君登壇〕

○國務大臣(増田甲子七君) お答えいたします。今回の改正案が違憲ではない

か、あるいは憲法……(自己紹介をやれ)と呼ぶ者あり(私は法務総裁増田俊吉でございます)。

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜貴に願ひます。

○國務大臣(増田俊吉君)(續) お答えいたします。マッカーサー元帥の審判にもあります通り、またわが憲法第十五條の規定にもあります通り、國家公務員は全体の奉仕者でありまして、私企業の使用人とは明らかにその立場を異にするものであります。今回の改正案は、この線によつて立案いたしたのであります。また憲法に違反するではないか、あるいは十六原則に違反するではないかというお話でありましたが、私は、いづれもこれに違反し、または抵触するものではないと考へております。事のこまかい点につきましては、いづれ委員会においてお話をいたします。

○赤松明勲君 本日の御答弁は不満ではあるけれども、後日の委員会においてやることにしまして、私の質問は、一應これで終ります。

○今村恵助君 國家公務員法の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する殘余の質疑及び日程第一は延期し、明十三日定刻より本會議を開きこれを行ふこととし、本日はこれにて散會されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に

御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十一分散會

出席國務大臣

内閣總理大臣 吉田 茂君
外務大臣 泉山 三六君
大藏大臣 植田 俊吉君
國務大臣 下條 康廣君
文部大臣 林 謙治君
厚生大臣 周東 英雄君
農林大臣 小澤 佐重君
運輸大臣 降旗 德弘君
逓信大臣 増田 甲子七君
労働大臣 益谷 秀次君
建設大臣 井上 知治君
國務大臣 岩本 信行君
國務大臣 森 幸太郎君

出席府縣委員

内閣官房長官 佐藤 榮作君
臨時人事委員長 淺井 清君
臨時人事委員 山下 興家君
總理廳事務官 佐藤 朝生君
總理廳事務官 岡部 史郎君
法制長官 佐藤 達夫君
大藏次官 野田 卯一君

〔朗読を省略した報告〕

一、昨十一日松岡議長は、吉田内閣総

理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

農林政務次官 伊藤 卿一

(條約局長) 西村 龍雄

外務事務官 (管理局長) 倭島 英二

同 大藏次官 野田 卯一

一、昨十一日常任委員会において、次の通り理事を追加選任した。

地方行政委員会

理事 小枝 一雄君

外務委員会

理事 多賀 安郎君

商工委員会

理事 中村元治郎君

運輸委員会

理事 高瀬 傳君

労働委員会

理事 中原 健次君

建設委員会

理事 谷口 武雄君

一、昨十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

水産委員 山本 猛夫君

運輸委員 深津玉一郎君

決算委員 中野 四郎君

議院運営委員 稲田 直道君

山下 榮三君

石田 一松君

一、昨十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 竹谷源太郎君

水産委員 深津玉一郎君

運輸委員 山本 猛夫君

決算委員 高倉 定助君

同 門司 亮君

議院運営委員 倉石 忠雄君

多賀 安郎君

一、昨十一日議長において、次の通り特別委員を指名した。

海外同胞引揚に關する特別委員

菊地 義郎君

中嶋 勝一君

松野 頼三君

武藤 嘉一君

八木 一郎君

受田 新吉君

重井 康治君

田中 稔男君

和田 敏明君

喜多橋治郎君

高橋 長治君

最上 英子君

河野 金昇君

太田 典雄君

高倉 定助君

災害地対策特別委員

青柳 高一君

内藤 安吉君

小笠原八十美君

木村 公平君

小平 久雄君

竹尾 式君

平澤 長吉君

柴井 淳二君

石川金次郎君

河合 義一君

鈴木 雄二君

成瀬喜五郎君

馬場 秀夫君

青木清左門君

志賀健次郎君

關根 久藏君

岡司 安正君

山崎 岩男君

年井 龜藏君

鈴木 善幸君

石野 久雄君

加藤吉太夫君

木村 榮君

一、昨十一日議員から提出した議案は次の通りである。

衆議院解散に關する決議案(尾崎行雄君提出)

内閣總理大臣の施政方針の演説に關する決議案(細川隆元君外六名提出)

一、昨十一日内閣から提出した議案は次の通りである。

日本專賣公社法案

日本國有鐵道法案

公共企業体労働関係法案

一、昨十一日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

衆議院解散に關する決議案

尾崎 行雄君

内閣總理大臣の施政方針の演説に關する決議案

細川隆元外六名

一、昨十一日委員会に付託された議案は次の通りである。

日本專賣公社法案(内閣提出第一一

号)

大藏委員会 付託

日本國有鐵道法案(内閣提出第二二

号)

運輸委員会 付託

公共企業体労働関係法案(内閣提出

第一三三号)

労働委員会 付託

一、去る十日水産委員長から提出した

左の國政調査承認要求書に対し、議

長は昨十一日これを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項 漁業権及び水

産業協同組合に關する事項

二、調査の目的 漁業権及び水産

業協同組合法の立案

三、調査の方法 小委員会の設

置、關係方面より意見聴取、報

告及び記録の要求

四、調査の期間 本会期中

右により國政に關する調査をしたい

から衆議院規則第九十四條により承

認を求める。

昭和二十三年十一月十日

水産委員長 西村 久之

衆議院議長松岡駒吉殿

一、昨十一日議員から提出した質問主

意書は次の通りである。

強制疎開宅地並びに換地完了宅地の

徴税に關する質問主意書(古賀喜太

